

# 近江八幡市

## 避難誘導マニュアル指針

## 避難所運営マニュアル指針

### 概要版



## ごあいさつ

市民の皆様には、日ごろから市政各般に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、近年、日本各地で大雨や地震などの自然災害が毎年のように起きています。

令和元年東日本台風（台風第19号）では、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される大雨特別警報が、関東地方から東北地方にかけて、2013年の制定以降最多の13都府県で発表され、また、令和2年7月豪雨では、九州地方の5府県、中部地方の2府県に大雨特別警報が発表されたことは記憶に新しいところです。

このような災害時に被害を最小限に抑えるためには、自らが常日頃の防災意識を高めていただく「自助」とともに、自治会や自主防災組織など、地域の方々の連帯やお互いに助け合う地域防災力「共助」の向上が特に重要になります。平成30年7月豪雨を教訓として、「避難勧告等に関するガイドライン」が平成31年3月に改定され、5段階の警戒レベルが導入されたこと、大規模な自然災害の発生や、少子高齢・人口減少社会の到来など社会情勢の変化等に伴った考え方を盛り込むため、平成28年に作成しました「避難誘導マニュアル指針」「避難所運営マニュアル指針」をこの度、改訂しました。

災害は、いつ・どこで発生するか分からず、「自助」（自分（家族）の命は、自分で守る）、「共助」（近所や町内でお互いに助け合って地域を守る）、「公助」（行政、消防、警察の取り組み）が互いに連携し、日常生活の中で助け合えるような関係「人のつながり」は、災害が起こった時に力を発揮するだけでなく、それぞれの立場においてその役割を遺憾なく発揮できる、ハートフルで市民が主役の、心の通うまちの実現にもつながるものです。

2つのマニュアル指針は、災害発生時に自発的な自助行動を起こすために必要な日ごろの備えや知識、各自治会やまちづくり協議会において地域の実情に応じた独自のマニュアルを作成・更新いただくために必要な内容をまとめたものです。地域の防災対策に是非ご活用ください。



令和3年3月

近江八幡市長 小西 理

# 目 次

<b>近江八幡市避難誘導マニュアル指針（概要版）</b> .....	4
1. 災害に対処するためには .....	4
1-1 災害に強い地域づくりを進めよう .....	4
1-2 自助、共助、公助が大切です .....	4
2. 避難誘導マニュアルを作成しましょう .....	5
2-1 避難誘導マニュアル作成の流れ .....	5
2-2 避難誘導マニュアル作成にあたっての検討事項 .....	6
2-3 避難情報について .....	6
3. 自分・家族でできること（自助） .....	7
3-1 自分の地域の特徴を知ろう .....	7
3-2 安否確認の方法や連絡手段を決めておこう .....	8
3-3 備蓄品を準備しておこう .....	8
非常持ち出し品 .....	8
非常備蓄品 .....	8
4. 地域でできること（共助） .....	9
4-1 地域の特性を知ろう .....	9
4-2 要配慮者がいることを意識しよう .....	9
4-3 自主防災組織との連携や研修・訓練で地域防災力をアップする .....	9
4-4 避難誘導マニュアルを活用してみよう .....	10
5. 市が行うこと（公助） .....	10
5-1 災害に強いまちづくりの推進 .....	10
5-2 災害に即応できる人づくり .....	10
5-3 災害に強いシステムづくり .....	10
6. 水害対策編 .....	10
6-1 水害での注意点 .....	10
6-2 避難に備えよう（直前の確認） .....	11
6-3 避難する .....	11
7. 土砂災害対策編 .....	11
7-1 土砂災害での注意点 .....	11
7-2 避難に備えよう（直前の確認） .....	12
7-3 避難する .....	12
8. 地震対策編 .....	12
8-1 地震が起きる前に .....	12
8-2 地震にあったら（地震にあった場所によって避難方法が異なります） .....	12
8-3 揺れが収まったら .....	12
9. その他 .....	13
9-1 各種防災情報の入手方法 .....	13
9-2 避難行動要支援者支援制度について .....	13
<b>避難所運営マニュアル指針（概要版）</b> .....	14
1. 避難所運営マニュアル指針の目的 .....	14
2. 避難所運営の基本方針 .....	14
2-1 避難所運営の基本方針 .....	14
2-2 時系列ごとの避難所運営の基本方針 .....	14
2-3 避難所運営マニュアル指針の対象者 .....	15
3. 避難所で実施すべき業務 .....	15
3-1 初動期（災害発生から 24 時間を目途とします） .....	15
3-2 展開期（災害発生後 24 時間から約 1 週間までの期間です） .....	17
3-3 安定期（災害発生後 1 週間程度以降を指します） .....	19
3-4 撤収期 .....	19
4. その他 .....	20
トイレに関する対応 .....	20

# 近江八幡市避難誘導マニュアル指針（概要版）

避難誘導マニュアル指針は、災害発生時に自発的な自助行動を起こすために必要な日頃の備えや知識、また、住民が安全に避難できるよう地域の避難支援体制づくりに向けて必要な内容をまとめたものです。

避難誘導マニュアル指針を参考に各自治会や自主防災組織において避難施設・避難所（以下「避難所」といいます。）まで避難誘導するためのマニュアルを作成していただければ幸いです。

## 1. 災害に対処するためには

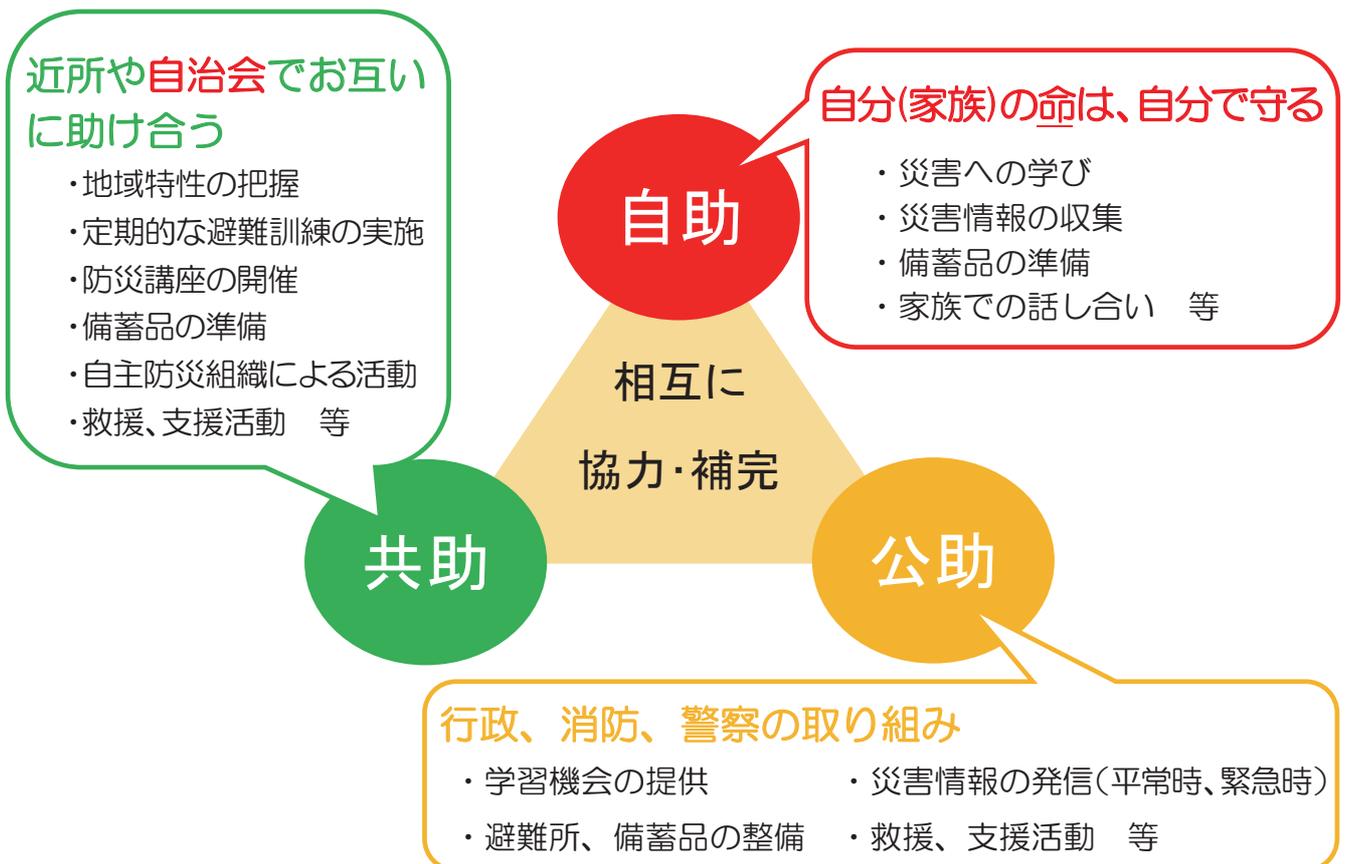
### 1-1 災害に強い地域づくりを進めよう

地域には、子ども、若者、高齢者、障がいのある人などさまざまな人が生活しています。これら地域住民が災害発生時に適切に対処し必要時には避難を行い身の安全を守るためには、日頃から地域住民同士がつながりを持ち、災害への備えや支え合いのしくみを作っておくことが大切です。

各地域によって、人口構成やコミュニティの強弱、災害への危険度などが異なります。このような各地域の課題や人的資源等に応じて対処することが必要で、自治会という単位での取り組みが非常に大切となります。

### 1-2 自助、共助、公助が大切です

災害への対処といっても、災害への備え、災害が起こりそうな時、実際に災害が起こった時、復旧までの生活などそれぞれの場面での対応が必要です。そして各場面で自らがすること＝「自助」、地域住民やボランティアがすること＝「共助」、行政、消防、警察などがすること＝「公助」の役割があります。これら3つの要素（主体）が互いに協力・補完し合って初めて災害への対処ができます。なお、災害に関する共助は、自治会や自主防災組織等を中心とした取り組みです。



## 2. 避難誘導マニュアルを作成しましょう

### 2-1 避難誘導マニュアル作成の流れ

実際に避難所まで誘導できるように、あらかじめ避難誘導マニュアルを作成します。以下は一例ですので、地域の実情に応じてできることから始めてみてください。また、マニュアルが出来上がった後も、避難訓練を行わなければ、いざという時の対応が難しくなります。何度もマニュアルを使用して避難訓練を行うことが重要です。

	取り組みの手順	主な内容	※1 指針 参考頁
作成前	「災害」や「共助」について地域の中で共通認識を持つ	★自治会・自主防災組織等関係者や地域住民が、各災害の特徴等基本的事項や「共助」について学び、また災害ごとの特性を理解する	P1 第2章 ～ 第4章
	活動体制を整える	★自治会・自主防災組織等の中で、組織体制を考える ・各組織の役割分担 ・取り組み内容の検討	P4～5 P28～34
作成に 取り組む	地域の特性を知る	★地先の安全度マップやハザードマップで地域の危険度や避難所を確認する ★地域住民の実態把握 例：昼間・夜間の人の動き、要配慮者等の実態	P28～30 P93～103
	「自助」を促す	★防災・災害に関する情報収集の方法を考える ★災害時の取り決めを家庭の中でしておく ★非常持出品を準備しておく ★家具の転倒防止等をしておく	P10～11 P22～27 P70～72
	地域住民の避難方法・体制を決定する	★避難時や避難所生活での支援体制を確認する ・避難の情報伝達・安否確認の方法を検討 ・地域の一時集合場所（一時避難場所）の確認 ・避難路の確認をして避難所までの誘導體制を作る ・避難所生活に必要な支援を考える 等 ★特に支援を要する人の地域での支援体制を決める	P5
活用する	災害時の状況を想定する	★出来上がったマニュアルをもとに、避難訓練を繰り返し行う	P28～34
	意識啓発を図る	★マニュアルの周知、防災ハンドブックの活用等	
	日頃からの関係を作る	★日常生活の中で、交流の機会を増やす ★顔の見える関係づくり	

住民どうしの助け合いによる  
避難誘導體制が確立

※1 概要版でない避難誘導マニュアル指針のページに対応しています。

## 2-2 避難誘導マニュアル作成にあたっての検討事項

地域住民の避難方法や支援体制を考える際は、以下の項目の検討が必要です。他にも、地域の実情に合わせて必要な事項があれば、検討します。

### ① 避難ルートの確認

- ・被災の状況で異なってくるため、一時集合場所（一時避難場所）や避難所までの複数の避難ルートの確認
- ・避難を妨げるものがある場合の対処方法の検討  
（例）建物の倒壊等で通れなくなる場合、高層住宅である場合、支援者が不足する場合など

### ② 一時集合場所（一時避難場所）の確認

- ・複数個所の確認  
（例）地震・洪水などの災害別に分けて第一候補、第二候補として、危険がある場合は次の候補場所に移動するなど

### ③ 情報の伝達ルートの決定

- ・誰がどの時点でどのように伝えるかの決定  
（例）

誰が	自治会長等 ⇒⇒ 役員 ⇒⇒ 組長（班長）⇒⇒ 自治会員
どの時点で	警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示が発令されたら
どのように	電話で、ファックスで、直接声かけをして など

### ④ 避難行動要支援者の避難支援の方法の検討

- ・誰がどのように避難支援を行うのか  
（例）

誰が	自治会が、自主防災組織が、近隣住民が、家族が
どのように	声かけのみ、声かけと何人かで支援して など

### ⑤ 安否確認の方法を検討

- ・一時集合場所（一時避難場所）に集まる人は誰がいるのか
- ・一時集合場所（一時避難場所）にいない人は、どのように確認をするのか  
（例）自宅に見に行く、電話をするなど

### ⑥ 避難所生活での注意点の検討

- ・特に支援の必要な人に対する配慮はどうするのか
- ・ペットなどを飼育している場合はどうするか
- ・自宅に残っている人への情報伝達はどうするのか
- ・非常持出品の持ち出し など

## 2-3 避難情報について

近江八幡市が発表する避難情報は、次のとおりです。

また、市が発令する避難情報等の「警戒レベル」、国や県が発表する気象情報等の「警戒レベル〇相当情報」等の関連性や避難情報の内容の違いを理解し、的確な避難行動が取れるようにしましょう。

## 《避難情報、気象情報等及びとるべき行動》

※この表は令和3年度出水期から運用予定の警戒レベル(令和3年3月時点)を、趣旨を変えずに分かりやすい表現にしています。

警戒レベル 避難情報 (市が発令)	河川洪水予報 気象情報等 警戒レベル 相当情報等	発令時の状況	発令されたらこんな行動を！
警戒レベル5 緊急安全確保	氾濫発生情報 特別警報 警戒レベル5 相当情報	●災害発生または切迫している状況。	●命の危険 直ちに安全確保！
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞			
警戒レベル4 避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒 情報 警戒レベル4 相当情報	●災害発生のおそれが高い状況。	●危険な場所から全員避難してください。 ●時間の余裕がない時や既に周囲が浸水しているなど避難先までの移動が危険な場合は、近くの安全な場所や自宅内の安全な場所（2階への垂直避難）に避難してください。
警戒レベル3 高齢者等避難	氾濫警戒情報 大雨警戒情報 洪水警戒情報 警戒レベル3 相当情報	●災害発生のおそれがある状況。	●高齢者、障がいのある方、乳幼児、妊産婦などの避難に時間を要する人は、危険な場所から避難してください。
	警戒レベル2 大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報 警戒レベル2 相当情報	●気象状況が悪化している状況。	●避難に備え、自らの避難行動を確認してください。
	警戒レベル1 早期注意情報	●今後、気象状況悪化のおそれがある状況。	●災害への心構えを高めましょう。

※警戒レベル〇相当情報……避難勧告等のガイドラインでは、それぞれの避難情報に相当する気象情報等とされています。

※避難をするタイミング……「警戒レベル4 避難指示」発令時には、速やかに避難してください。

「警戒レベル3 高齢者等避難」は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、危険を感じたら自主的に避難してください。

※警戒レベル5 緊急安全確保…災害の状況を確実に把握できるものではないことから、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

## 3. 自分・家族でできること（自助）

### 3-1 自分の地域の特徴を知ろう

災害は突然にやってきます。避難勧告が出てから準備したのではとても間に合いません。特に大きな災害が発生したときは、消防や行政職員からの助けを待っていては命の危険にさらされることもありえます。まず、「自分の命は、自分で守る」には、自分の置かれている状況を確認したうえで、最適な避難場所や避難方法を考えることが重要になります。

そのためにも、日頃から地域の方々とともに、自分の地域の危険度や一時集合場所（一時避難場所）、避難所や危険箇所の確認及び避難経路の確認をしておきましょう。

### 3-2 安否確認の方法や連絡手段を決めておこう

災害は時と場所を選びません。たとえば平日の昼間など、学校や職場にいるときに災害が起きたら、家族がばらばらになった状態で行動を起こさなければなりません。そのときに大切なのは、家族と連絡がとれることです。どんなときでも、それぞれの場所で命を守る行動をとり、互いの状況を確認し合えるよう、普段から連絡手段を決めておきましょう。また、あらかじめ決めておいた連絡手段で確認するほか、隣近所など周囲に声をかけ、安否を確かめ合いましょう。

### 3-3 備蓄品を準備しておこう

大きな災害が発生し、いざ避難しようとするときに慌てて持ち出す物を揃えていたのでは、避難が遅れて危険な状況にさらされるおそれがあります。また、電気や水道などのライフラインが止まると、復旧に数日かかり、その間の生活に支障をきたしてしまいます。そのため、普段から備蓄品を準備し、いざというときに備えましょう。

備蓄品には、大きく分けて「非常持ち出し品」と「非常備蓄品」があります。

女性や子ども、高齢者など、人によって追加で準備すべき必需品がある場合は、あわせて揃えておくとよいでしょう。

※下記のほか、リーフレットにも非常持ち出し品と備蓄品のチェックリストを掲載しましたので、準備しておきましょう。またリーフレットは冷蔵庫などに掲示しておき、いざというときに備えましょう。

#### 非常持ち出し品

避難するときにすぐ持ち出せるように準備しておく最低限の必需品です。まとめてリュックサックなどに詰め、いざというときすぐ持ち出せる場所に常備しておきましょう。

飲料水・食品	生活用品
<input type="checkbox"/> 飲料水（1人最低 2ℓ 1本） <input type="checkbox"/> 非常食 <input type="checkbox"/> 補助栄養食品（チョコ、あめ等）など	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ、懐中電灯、ランタン <input type="checkbox"/> 乾電池、携帯電話 （充電器、モバイルバッテリー含む） <input type="checkbox"/> ヘルメット・防災ずきん、ふえ、タオル <input type="checkbox"/> 軍手・手袋、マスク、防寒具、雨具 <input type="checkbox"/> 着替え、下着、靴下、生理用品 <input type="checkbox"/> 救急セット、常備薬、歯磨きセット <input type="checkbox"/> 紙皿、紙コップ、缶切り、栓抜き <input type="checkbox"/> 割り箸、ライター、万能ナイフ、 <input type="checkbox"/> ティッシュ、トイレトペーパー <input type="checkbox"/> ゴミ袋、簡易トイレ、ロープ、 <input type="checkbox"/> 筆記用具 など
貴重品	
<input type="checkbox"/> 現金、預金通帳・印鑑 <input type="checkbox"/> 健康保険証、お薬手帳 <input type="checkbox"/> 免許証 など <b>男性で 15kg、女性で 10kg 程度までの量におさえましょう。</b>	

#### 非常備蓄品

非常備蓄品は、ライフラインが復旧するまでの数日間を生活できるように、備蓄しておくべきものです。最低3日以上（できれば1週間）の備蓄に努めましょう。

飲料水・食料・調理器具類	生活用品
<input type="checkbox"/> 飲料水（1人1日3ℓ位） <input type="checkbox"/> 食料（米、加工食品、缶詰 など） <input type="checkbox"/> 調味料（味噌、醤油、塩 など） <input type="checkbox"/> カセットコンロ、カセットボンベ <input type="checkbox"/> キャンプ用の食器セット など	<input type="checkbox"/> テント、防寒防水マット・シート <input type="checkbox"/> 毛布、寝袋、ビニールシート、ロープ <input type="checkbox"/> 洗面用具、綿棒、脱脂綿 <input type="checkbox"/> バール、スコップ、工具セット <input type="checkbox"/> 簡易トイレ（1人1日5回分位） <input type="checkbox"/> ろうそく <input type="checkbox"/> トイレトペーパー <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者が必要とするもの など

賞味（消費・使用）期限のあるものは、備蓄のためではなく普段から少し多めに購入するなど日常生活の中で無理なく備蓄できるよう心がけてください。（ローリングストック）

## 4. 地域でできること（共助）

### 4-1 地域の特性を知ろう

地域の中で災害に取り組むためには、まずは地域の特性を知ることが重要です。自分の住んでいる地域においてどこに避難所があるのか、災害が起きた時に危険な場所はどこなのか、災害時に利用できる場所はどこなのか、といった情報を、図上訓練を活用するなどして整理し、地域独自の避難マップの作成や実際に歩いて確かめるといったことを行いましょう。

### 4-2 要配慮者がいることを意識しよう

#### 【要配慮者】

要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人などの防災施策において特に配慮を要する方のことをいいます。

#### 【避難行動要支援者】

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方のことをいいます。要配慮者の中でも、災害時の避難行動に特に支援を要する方のことを指しており、市ではこうした方々を対象として、その円滑な避難支援につなげるため避難行動要支援者支援制度を設けています。

市の避難行動要支援者支援制度に登録されず、普段は避難支援を要しない方であっても、災害が起きた時には被災する可能性があります。そうした方も避難行動要支援者とみなし、災害時には支援対象者として支援を行います。

### 4-3 自主防災組織との連携や研修・訓練で地域防災力をアップする

災害が発生しそうなとき、自ら行動（自助）を起こして「自分の命は自分で守る」ことが基本となりますが、加えて近所同士の助け合い（共助）があれば、いざというとき非常に心強く、命を守る効果も高まります。日頃からの地域の防災活動により地域防災力を高めていくことがとても重要です。

自助の働きかけ	共助の働きかけ
① 家の中の安全点検を行いましょ。う。 (家具の落下や転倒、破損などないか)	① 防災に関する学習会、講演会
② 連絡手段を確認しましょ。う。 (災害伝言サービスの確認など)	② 地域の災害史や災害体験談の掘り起こし
③ 備蓄品を点検、準備しましょ。う。 (期限が切れていないか、必要な数はあるかなど)	③ 地域内の危険箇所や危険要因の点検活動
④ 避難時の危険箇所をチェックしましょ。う。 (ハザードマップでの確認、学校や職場からの避難方法の確認など)	④ 避難訓練、救出・救助訓練、消火訓練
	⑤ 地域ごとに各家庭が避難完了したことが確認できるルールを決めておく
	⑥ 防災マップの作成
	⑦ 防災カルテの作成 など

市では、9月1日の「防災の日」の直近である8月最終日曜日を「近江八幡市防災の日」として位置づけ、地震や風水害を想定した近江八幡市防災総合訓練を毎年実施しています。

地域、家庭でも万一の災害についての対処策等を確認する等、身近な防災力を高めるため、この日を家族等で防災・減災について話し合ってください。

## 4-4 避難誘導マニュアルを活用してみよう

避難訓練をする	初めて避難訓練を行う場合や参加人数が少なかったりする場合は、簡単な訓練として一緒に避難路の確認を行う、一時集合場所（一時避難場所）で安否確認を行うなどしてみましょう。慣れてきたら、実際に避難誘導を行ってみたり、消火活動なども行い、繰り返しマニュアルを用いて避難訓練を行いましょう。
意識啓発を図る	地域のイベントと同時に防災関係のイベントも行う、AEDの使い方や担架の作り方などの勉強を行う、といった取り組みを行ってみましょう。
日頃からの関係を作る	ふれあいサロンや自治会活動での交流、隣近所でのあいさつ、子ども会、夏祭り、敬老会などの行事への参加など、日頃の生活の中で助け合えるような関係ができれば、いざ災害が起きた時に力を発揮することができます。

## 5. 市が行うこと（公助）

### 5-1 災害に強いまちづくりの推進

災害から住民の生命及び身体の安全を守るため、災害時に必要な避難施設等の防災拠点を計画的に整備し、災害に強いまちづくりを推進する。

市民の方々が中期的に避難生活を送れるよう市域を11の防災地区に区分し、防災機能を備えた「避難施設」として、地域コミュニティセンターと小学校等を併設したコミュニティエリアを整備し、災害に強いまちづくりを推進する。 など

### 5-2 災害に即応できる人づくり

災害の発生を未然に防止し、また災害による被害を最小限度にとどめ、市域における防災活動の円滑な実施を期するため各機関及び市民との協力体制の確立に重点をおく防災総合訓練並びに各応急対策計画に習熟するための個別訓練を実施する。

市及び関係機関は、平素から地域単位又は、事業所単位で自主的な防災組織の育成と整備を推進する。 など

### 5-3 災害に強いシステムづくり

災害時における情報収集や避難行動等に困難がある要配慮者に対して、市・福祉関係機関及び地域住民は情報伝達や避難支援等に関する計画を定め、災害による要配慮者の被害の防止を図る。

他市町との間で、広域に相互応援協定を締結し、災害対策の円滑な実施を図る。 など

## 6. 水害対策編

近年は、急激な雨で短時間のうちに浸水被害が発生しているケースが増えています。今後、豪雨災害から命を守るためには、災害発生のメカニズムを知っておくことがとても重要になります。

### 6-1 水害での注意点

豪雨災害から身を守るために、内水氾濫、河川氾濫の前兆現象に注意しましょう。以下の前兆現象が見られたら、速やかに自助行動を取ってください。

このとき、むやみに側溝・マンホール及び河川等に近づくことは危険ですので、やめましょう。

## 【内水氾濫】

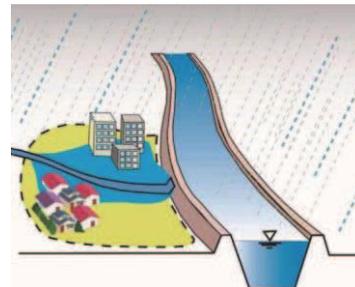
- ・ アンダーパス（地下道）などの低地部が浸水し始める（通行路等の遮断の懸念）
- ・ 側溝やマンホールから水が溢れ始める（周辺の浸水の懸念）
- ・ 本川の水位が上昇し、支川へ逆流し始める（支川や水路からの溢れだしの懸念）



アンダーパスの浸水



側溝・マンホールからの溢れだし



本川の水位上昇による  
支川からの溢れだし

## 【河川氾濫】

- ・ 河川水位が高い状態で、さらに強い雨が降っている（溢水、越水の懸念）
- ・ 流木や土石等により橋梁部で閉塞が生じる（溢水、越水の懸念）
- ・ 河川の流れが速くなり、堤防等の浸食が始まった（浸食による破堤）
- ・ 堤防の漏水、噴砂、亀裂が生じる（浸透による破堤）



河川の増水・流木の発生など



堤防や護岸の浸食



堤防近辺からの漏水・噴砂



堤防の亀裂・漏水

※ ここに示す前兆現象がすべてではありません。この他にも、日頃のまちの状況や河川等に異常を感じた場合には、速やかに避難行動を取ってください。

## 6-2 避難に備えよう（直前の確認）

防災情報をしっかり確認する、持ち出し品を確認する、避難ルートや連絡手段を確認する、安全確保対策をする、雨の降り方に注意する、浸水被害の前兆を見逃さないなど。

## 6-3 避難する

危険を感じたら避難する、暗くなる前に避難する、高いところへ避難する、単独での避難は避ける、隣近所に声をかけて避難するなど。

# 7. 土砂災害対策編

土砂災害は発生の予測がたいへん難しい自然災害です。降雨により発生するもの、地震により発生するもの、また突発的に発生するものなど、発生原因は多岐にわたります。

そのため、あらかじめどのような危険があるかを知り、早めの避難に備えることが大切です。

## 7-1 土砂災害での注意点

### ① 土砂災害危険度を知る

「土砂災害警戒情報」とは、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です。

豪雨に見舞われたり、土砂災害警戒情報が出た際には、避難行動を起こすことが大切です。

## ② 土砂災害の前兆現象

次ページの前兆現象が見られたら、速やかに避難してください。

このとき、むやみに斜面や溪流に近づくことは危険ですので、やめましょう。



地面のひび割れ



地鳴り・山鳴り



流木の発生



井戸水の濁り



亀裂・水の吹き出し



水のしみ出し・落石

※ ここに示す前兆現象がすべてではありません。この他にも、日頃目になっている斜面や溪流に異常を感じ取った場合には、速やかに避難行動をとってください。

## 7-2 避難に備えよう（直前の確認）

防災情報をしっかり確認する、持ち出し品を確認する、避難ルートや連絡手段を確認する、安全確保対策をする、雨の降り方に注意する、土砂災害の前兆現象を見逃さないなど。

## 7-3 避難する

危険を感じたら避難する、暗くなる前に避難する、コンクリート造の頑丈な建物へ避難する、単独での避難は避ける、隣近所に声をかけて避難するなど。

# 8. 地震対策編

地震による災害は発生の予測が大変難しい自然災害です。1995年の阪神淡路大震災、2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震、2018年の大阪府北部地震・北海道胆振（いぶり）東部地震など、全国各地で地震が多発しています。地震災害から命を守るために地震が起きる前から地震が発生した時の対応策を知っておくことが重要となります。

## 8-1 地震が起きる前に

地震を知る、火災への備えをする、自宅の脱出ルートを考える、家屋や家具倒壊への備えをするなどに取り組みましょう。

## 8-2 地震にあったら（地震にあつた場所によって避難方法が異なります）

屋内と屋外、乗り物に乗っているときなど、発生場所によって避難方法が異なりますので、避難時の注意すべきポイントを事前に確認し、揺れが収まるのを待ってから適切な方法で避難しましょう。

## 8-3 揺れが収まったら

揺れが収まったら、まずは周囲を確認し、身の安全を確保します。その後、避難すべきかどうかを判断し、自治会等で決めた一時集合場所（一時避難場所）に集まってから最寄りの避難所へ避難します。

また、救出、救護が必要な場合は、複数で協力して行いましょう。

## 9. その他

### 9-1 各種防災情報の入手方法

各種防災情報を入手する方法は以下の方法があります。それぞれ事前に備えておきましょう。

情報源	情報媒体 および 活用のタイミング	ラジオ	テレビ	紙・冊子	パソコン(インターネット)	携帯・スマートフォン	各情報源の詳細は以下の 避難誘導マニュアル 指針のページに記載
	緊急時    平常時						
○テレビ・ラジオ 各種警報・気象情報、河川・土砂災害情報など	緊急時	○	○	—	○	○	P12~21 P86
○滋賀県土木防災情報システム 気象情報、河川防災情報、土砂災害関連情報など	平・緊急	—	○	—	○	○	P59 P90
○しらが(しらせる滋賀情報サービス) 防災情報や避難情報のメール配信	平・緊急	—	—	—	○	○	P87 ~88
○近江八幡 Town-Mail 近江八幡市の避難情報のメール配信	平・緊急	—	—	—	○	○	P87
○エリアメール・緊急速報メール 災害情報・避難情報のメール配信	緊急	—	—	—	○	○	P89
○レーダー・ナウキャスト(気象庁) 降水強度を現在から1時間先まで予測	緊急	—	—	—	○	○	P91
○XRAIN雨量情報(国土交通省) 局所的な雨量をリアルタイム表示	緊急	—	—	—	○	○	P92
○川の防災情報(国土交通省) 洪水予報・川の水位などの情報	平・緊急	—	—	—	○	○	P92
○地先の安全度マップ 大雨が降った場合の想定される浸水深マップ	平	—	—	—	○	○	P28
○ハザードマップ 洪水時における浸水想定区域、避難場所等を表示したマップ	平	—	—	—	○	○	P28
○滋賀県防災情報マップ 地震・洪水における危険地帯のマップ	平	—	—	—	○	○	P29
○避難所一覧 市の避難場所一覧	平	—	—	○	○	○	P29
○滋賀県防災ポータル 滋賀県の総合的な防災関連サイト	平・緊急	—	—	—	○	○	P92

※障がい者などの要配慮者自身も多様な手段を活用して情報が取得できるよう努めましょう。

### 9-2 避難行動要支援者支援制度について

地震や豪雨などの災害時には、お年寄りやからだの不自由な人は、避難する際にたいへん苦労することが予想されます。

この制度は、高齢者や障がい者など、大規模な災害が起きたときに自力での避難が困難な人や災害情報の入手が困難な人が、大規模災害時に地域の支援を受けられるように、地域の共助による避難支援体制づくりを促進し、安心して暮らすことのできる地域づくりを目指すためのものです。

市は、登録された方の名簿情報を自治会・民生児童委員・自主防災組織にお渡しできますので、個別の避難支援方法を検討する際にご活用ください。

# 避難所運営マニュアル指針（概要版）

## 1. 避難所運営マニュアル指針の目的

避難所運営マニュアル指針は、避難所開設運営のガイドラインとしてまとめたものです。避難施設・避難所（以下「避難所」といいます。）を運営するための基本的な事項について整理・記載したものであり、各避難所の実態に応じ、避難所を運営いただく方々が作成・改善することを目的としています。特に、施設管理者、避難所の運営に関わっていただく避難者の代表の方は各避難所で作成される避難所運営マニュアルをご理解いただき行動してください。

## 2. 避難所運営の基本方針

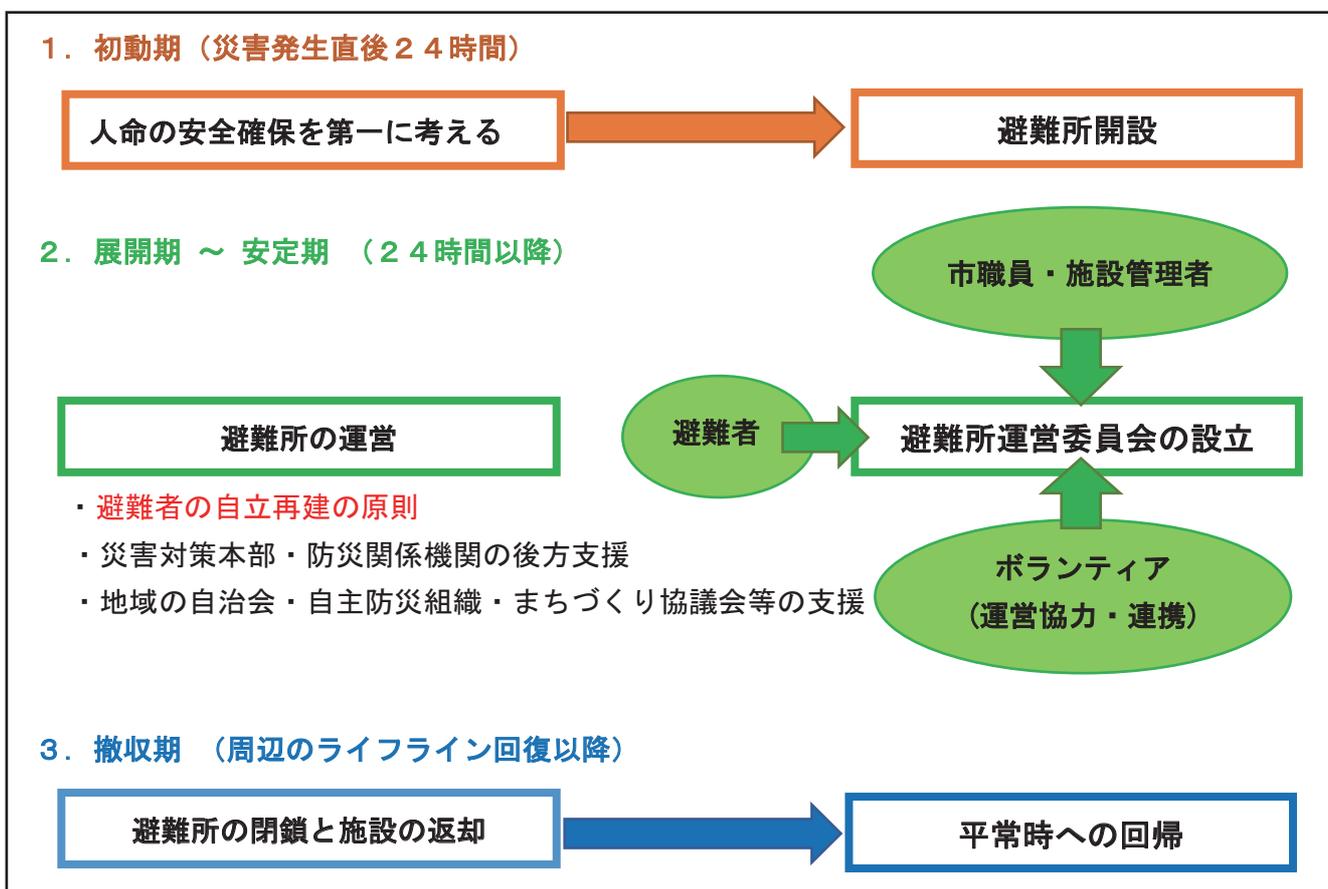
### 2-1 避難所運営の基本方針

大規模な災害が発生した場合、家屋の損壊やライフラインの途絶等により自宅での生活が不可能な被災者が多数発生し、避難所での長期間にわたる共同生活が必要となる事態が予想されます。

さらに、大規模災害時においては、行政機関による公的支援が機能するまでに時間を要し、行政のみによる対応には限界があるため、住民自身の「自助」と地域の「共助」による応急対策や復旧・復興に向けた取り組みが不可欠となります。

避難所の運営においても、自治会、学区まちづくり協議会、自主防災組織の役員等と避難者、避難所に派遣する市職員が力を合わせ、避難所の混乱をできるだけ予防するとともに、課題をできるだけ少なくすることが求められます。

### 2-2 時系列ごとの避難所運営の基本方針



## 2-3 避難所運営マニュアル指針の対象者

### ① 避難所運営委員会

- ・避難所の運営に関し、避難者が主体的に協議、決定するため、自治会、自主防災会、まちづくり協議会、避難者の代表者、施設管理者、市職員等で構成する運営機関です。

### ② 施設管理者

- ・避難所となる施設の管理者（学校の場合は教職員、公共施設の場合はその施設の職員）です。（交替する職員を含みます）

### ③ 避難者リーダー

- ・避難所開設時に避難者を代表する方で、避難した自治会や自主防災会等の会長などの役員の方々です。
- ・運営委員会が設置された場合、避難者リーダーとしての役割を同委員会に移行し、任務は終了します。

### ④ 会長、副会長

- ・運営委員会の業務を総括するために選任された方です。

### ⑤ 班長

- ・運営委員会内に設ける各運営班の責任者です。

### ⑥ 組長

- ・避難所の部屋や区画ごとの代表者です。

### ⑦ 避難者

- ・避難所に入所する避難者（避難所敷地の屋外や自宅で避難する人も含む）です。

### ⑧ 自治会・自主防災会・まちづくり協議会

- ・避難所の円滑な運営が図られるよう、必要な支援を行います。

### ⑨ 現地班

- ・避難所の開設・運営のため、避難所に参集する市職員、施設を所管する団体の職員です。（災害対策本部が派遣する交替の市職員を含む。）

### ⑩ 現地本部

- ・初動期から学区コミュニティセンターに現地本部を設置します。
- ・管轄区域の避難所等と災害対策本部の間の情報連絡に当たります。（本部の指示があるまで、避難所と災害対策本部の間の連絡は、現地本部を通じて行います。）

### ⑪ 災害対策本部

- ・災害対策本部に配置された市職員などです。
- ・避難所の情報を基に、食料、物資の供給、災害復旧等の業務を行います。

## 3. 避難所で実施すべき業務

### 3-1 初動期（災害発生から24時間を目途とします）

初動期とは、災害発生直後の混乱状態の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間です。

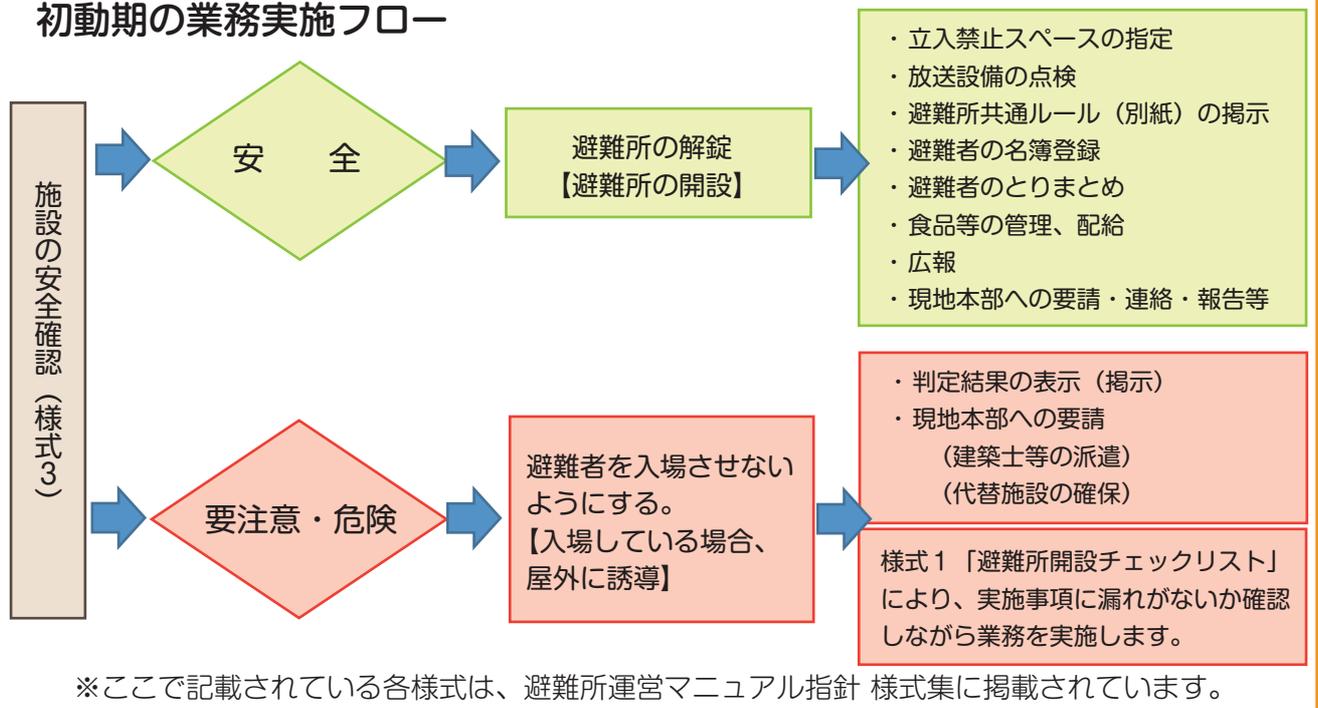
初動期の避難所の開設・運営の責任者は、原則として現地班です。

市職員が不在で、かつ緊急の場合は施設管理者がその役割を補完します。市職員、施設管理者が共に不在で、かつ緊急の場合には、避難者リーダーが避難所運営マニュアルに基づき、業務を実施します。原則として災害対策本部からの指示により、施設管理者及び市職員は避難所開設等の活動を開始しますが、大地震発生時等で指示の伝達が遅れた場合は、避難の状況に応じて自主的に活動を開始します。

市は、水害等で「警戒レベル3 高齢者等避難」の情報を発令する時は、高齢者等を受け入れるために学区コミセンを避難所として開設します。

ただし、災害対策本部において、必要に応じて「警戒レベル3 高齢者等避難」の情報を発令する前に自主避難者を受け入れるために学区コミセンを開設する場合があります。

## 初動期の業務実施フロー



### 【避難所が開かないとき】

現地班や施設管理者が駆けつけられないなど、事前に決めた避難所施設の開錠手順が出来ない場合は、緊急やむを得ない場合に限定されますが自治会長や自主防災組織の代表などの避難者リーダーが、施設の安全を確認し入口の施錠部分の窓ガラスを割るなど（必要最小限にとどめること）の緊急対応により開設準備を進めます。

破損部分を最小限にすることは、施設の復旧のみならず避難所としての機能を守ることとなります。

### 3-1-1 避難者リーダー、施設管理者、現地班

避難所に参集した避難者リーダー、施設管理者、現地班（市職員）等の各員は、避難所毎に作成した避難所運営マニュアルを参照し、協力して「初動期の業務実施フロー」にある業務を行います。各業務は、2人以上を一組とする体制で実施し、対処の円滑化を図ります。

業務に当たる人数が多ければ多いほど、迅速で確実な業務の遂行が可能となりますが、限られた人数でしか対応ができない場合も想定されます。その際は、無理に全ての業務を行おうとせず、業務を実施できる体制になってから、実施可能なものから実施し、状況に応じて、避難者等の協力を求めます。

### 3-1-2 避難者

避難者は、次のような行動を心がけます。

- 1) 避難者は、平時から非常持ち出し品、非常備蓄品の準備に心がけてください。
- 2) 災害時には、非常持ち出し品を持って避難してください。  
(非常持出及び非常備蓄品は避難誘導マニュアル指針を参照してください。)

#### 3) 各種の活動への協力

避難者は、避難者リーダー、施設管理者及び市職員に協力し、要請があった場合には、可能な限りこれに応じて、各種の活動の支援に当たります。

#### 4) 避難所における共通ルールの遵守

避難所では、避難者がお互いの負担をできるだけ軽減し、少しでも過ごしやすくするために、全員が「避難所における共通ルール」を遵守しなければなりません。

なお、「避難所における共通ルール」は必要に応じ随時見直してください。

## これだけは！ チェック

### 【避難スペースの考え方】

- みんなが活動しやすい場所に . . . . . まず、通路をつくる
- プライバシーを配慮 . . . . . 男女別更衣室、授乳室は重要
- みんなに情報が行き届くように . . . . . 見える化を意識  
掲示板や立て看板等で工夫しましょう
- 高齢者・乳幼児・妊産婦・障がい者等への配慮  
. . . . . それぞれの状態に配慮した場所・スペースの確保
- 女性の視点を取り入れる . . . . . 女性に配慮したスペースを確保
- トイレが使いやすいように . . . . . 仮設トイレは出入り口に近いところに配置  
洋式トイレと男女別の確保

### 季節によって考えること

- 適切な水分補給ができるように（特に夏場） . . . . . 給水所を設置
- 効率的に暖がとれるように（特に冬場） . . . . . 暖房器具の設置

※感染症流行時などは、避難所のレイアウトについて国・県・市などからガイドライン等が示される場合がありますので、参考としてください。

## 3-2 展開期（災害発生後24時間から約1週間までの期間です）

展開期とは、避難者にとっては、避難所の仕組みや規則に従って生活を送る時期です。

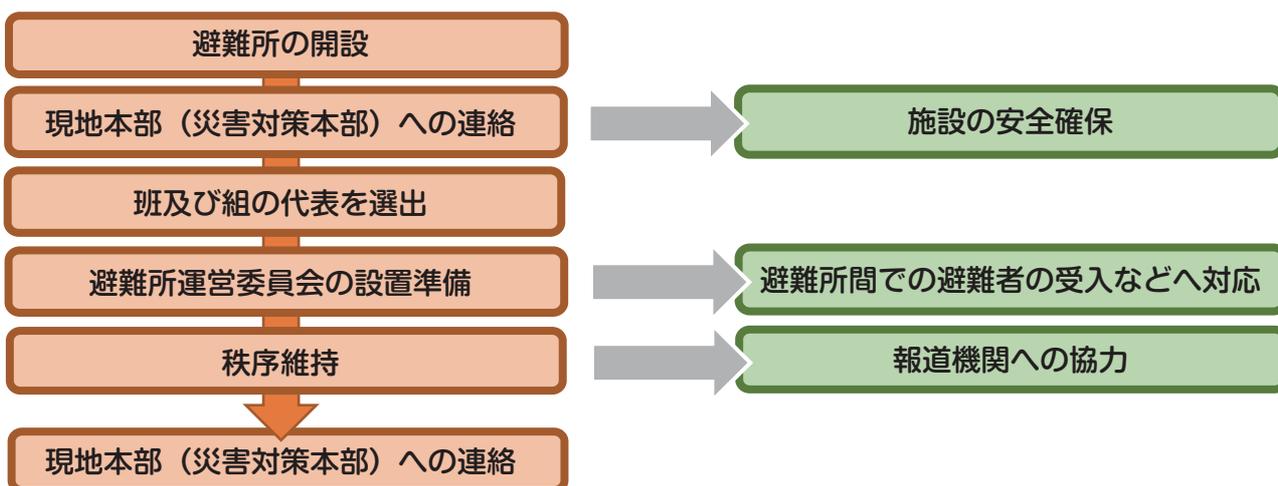
展開期における避難所の運営は、避難者の自立再建の原則に基づいて、避難者を主体とする避難所運営委員会が担います。避難所運営委員会には、具体的な業務を執行、運営するために運営班を置きます。

### 3-2-1 現地班及び施設管理者

現地班及び施設管理者は、避難所運営委員会が設置されるまでの間、避難者リーダー等の協力を得て、次ページのフローの業務を行います。

避難所運営委員会が設置された時、避難所全体の把握と現地本部（災害対策本部）との調整のために現地班及び施設管理者は総務班に所属するように配慮してください。

施設管理者及び現地班は、健康状態に配慮し、適宜交替して業務にあたります。



### 3-2-2 避難所運営委員会

避難所運営委員会（以下、運営委員会）は、自主的で円滑な避難所の運営主体として、次の業務を行います。なお、学区自治連合会や学区まちづくり協議会の役員並びにコミュニティセンター長は、現地本部を併設する学区コミセンに開設する「避難施設」に係る運営委員会に携わっていただくことを推奨します。

#### 1) 運営委員会の構成

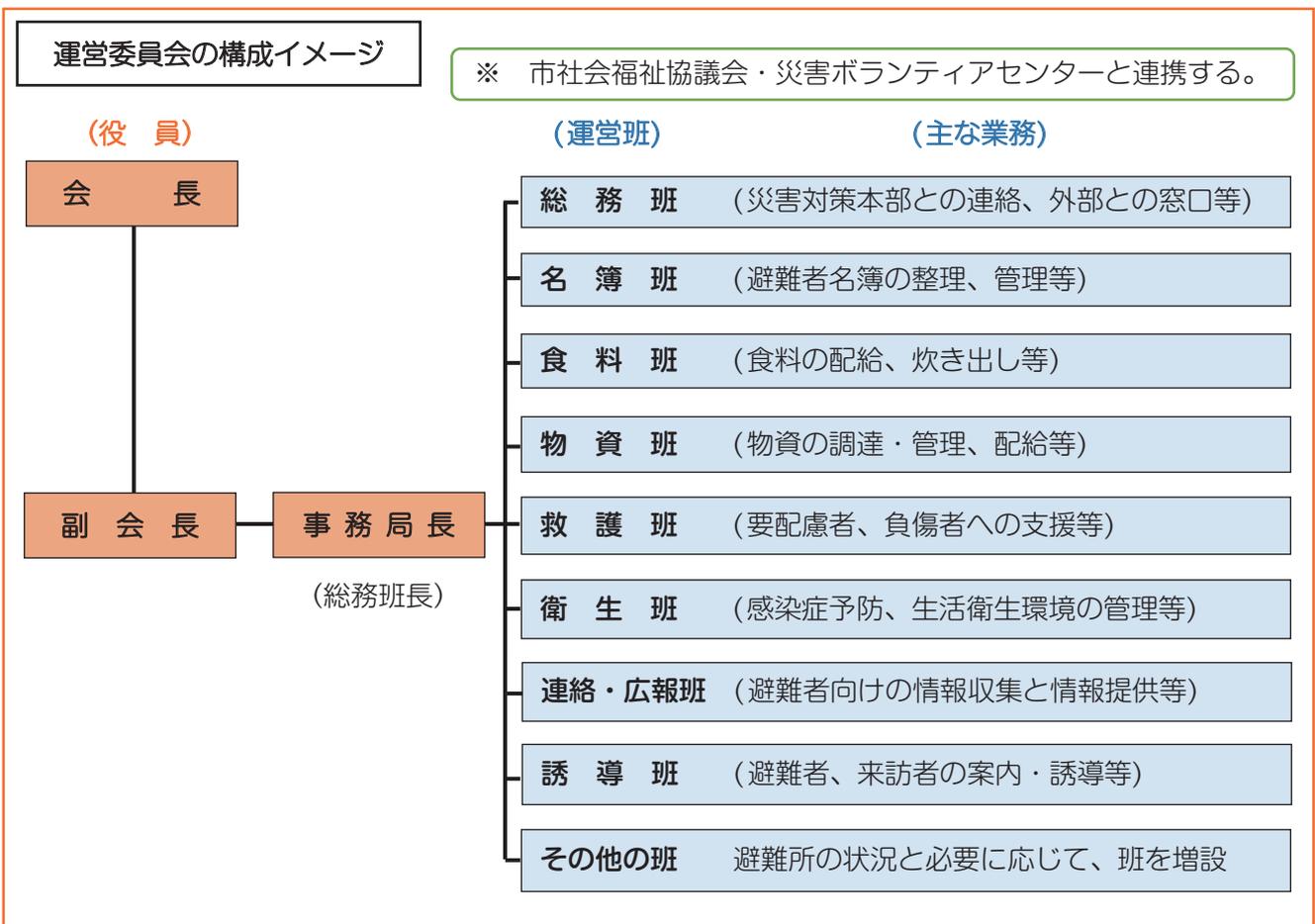
- ①会長、副会長、各運営班を代表する班長（後述）、組の代表者、自治会、自主防災組織、学区まちづくり協議会、施設管理者、市職員等で構成します。
- ②運営委員会には男女両方が参画するとともに、責任者や副責任者等、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標とします。

#### 2) 運営委員会の開催及び協議事項

- ①避難所内の状況を把握するために、毎日、時間を定めて定例会議を開催します。
- ②運営委員会の会長は、会議を招集して議長を務めます。

#### 3) 各運営班の設置

- ①運営委員会は、避難所の運営のために次ページの構成イメージで運営班を設置します。ただし、避難所の規模、避難所の状況等に応じ運営班の統合、分離、新設により設置してください。



#### 4) 班員の編成

- ① 各運営班の班員は、組の代表である組長（前述）とは別に選出する者で編成し、適宜、交替します。
- ② 各班員は班長、副班長を含め、概ね3～5人程度を基本とし、避難所の規模や避難者数、実際の班の業務量等を勘案しながら員数を調整します。交替のための人員の確保も忘れないでください。

なお、総務班の業務は運営委員会の事務局など避難所の中心となる運営班であることから、複数の副班長を選任するなど業務量を勘案しながら員数を調整されることを推奨します。

- ③ 運営委員会は、指針に掲載しているように「退職者等で、次の「④」に係る技能を保有し避難所運営に協力いただける登録者（登録退職技能者）」を班員として協力を依頼します。
- ④ 運営委員会は、登録退職技能者のほか、避難者のなかで避難所運営に関わる知識や経験を有する者を把握し、それぞれに関係する班の班員としての協力を依頼します。  
※【例：医療、看護、介護、保育、教育、調理、外国語、手話、施設管理、物資管理、警備など】
- ⑤ 「避難所運営委員会名簿（様式2-2）」を参考に名簿を作成し周知します。

#### 5) 避難所内での場所の移動

状況の変化に応じ、避難所内での居住スペースの移動を行います。

### 3-3 安定期（災害発生後1週間程度以降を指します）

安定期は、毎日の生活に落ち着きに戻る一方で、避難の長期化に伴う避難者の心身のケアが求められるときです。また、避難者のニーズが多様化、高度化、複雑化するときでもあり、柔軟な対応が必要となる時期です。

基本的に展開期と同じ業務を行います。

### 3-4 撤収期

撤収期とは、周辺のライフライン機能が回復し、その地域での生活を再開することが可能となることから、避難所生活の必要性がなくなる時期です。

住居を失った人に長期受入施設の斡旋、避難所内の居住スペースの集約、更には避難所自体の段階的な集約など、避難所の本来の業務の再開に向けての環境整備に必要な業務を進める期間です。

撤収期における避難者の合意づくりは、運営委員会が行います。  
運営委員会は、避難所の原状回復と避難者の生活再建を重視して協議、運営します。

#### 【避難施設・避難所について】

避難施設・避難所は、地震、水害時などに短・中期的に避難する場所です。大地震により避難するときは、先ず自治会などで定めた一時集合場所（一時避難場所）に集まり、安否確認を行ってください。その後、最寄りの避難施設・避難所に避難してください。

避難施設…市地域防災計画では、災害時に対応した給水や自家発電等の設備を備え、中期的に避難生活が可能で防災地区の拠点となる施設（各学区コミュニティセンター等）と位置付けています。

避難所…市地域防災計画では、災害により被災した場合に避難・生活する場所（体育館等）と位置付けています。

※市指定の避難施設・避難所は、見直しにより変更される場合があります。常に最新の情報を確認してください。

#### 【近江八幡市ホームページからのリンク】

近江八幡市ホームページ（目的別メニュー、防災情報）⇒防災⇒近江八幡市の避難所一覧

<https://www.city.omihachiman.lg.jp/mokutekibetu/bousai/6/5464.html>

## 4. その他

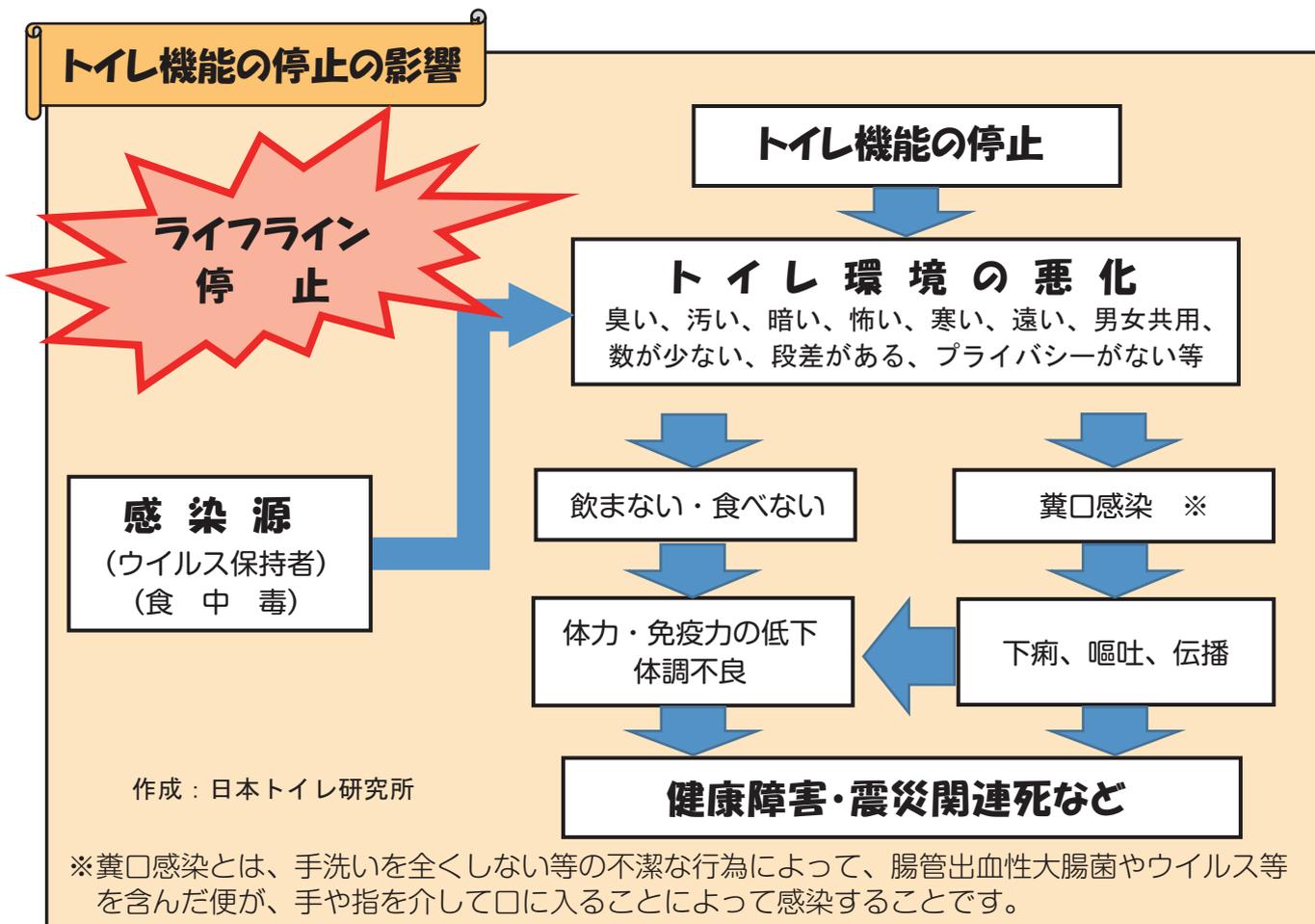
### トイレに関する対応

ひとたび災害が発生し、トイレが機能しなくなると排泄物の処理が滞ります。

そのため、排泄物の細菌により、感染症や害虫の発生が引き起こされます。

また、避難所において、トイレが不衛生であるために不快な思いをする避難者が増え、トイレの使用を躊躇することによって、排泄を我慢し水分や食品摂取を抑えることに繋がり、避難者によっては、栄養状態の悪化や脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康障害を引き起こすおそれがあります。

このようなことからトイレの使用が極度に困難になると、脆弱性の高い人にとっては衛生環境の悪化は生命に関わる問題となります。



### 災害時のトイレ管理にあたり配慮すべき事項

配慮すべき事項	対 応
安 全 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暗がりにならない場所に設置する。</li> <li>・夜間照明をトイレ個室及びトイレまでの経路に設置する。</li> <li>・トイレの固定（転倒防止）を徹底する。</li> <li>・トイレの個室は施錠可能なものとする。</li> <li>・防犯・緊急ブザーを設置する。</li> <li>・手すりを設置する。</li> </ul>
衛 生・快 適 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ室内のみ専用の履物を用意する。</li> <li>・手洗い用の水（ウエットティッシュ）を確保する。</li> <li>・消毒液を用意する。</li> <li>・消臭剤や防虫剤を用意する。</li> <li>・暑さ、寒さ、雨、風、雪対策を実施する。</li> <li>・トイレ掃除用具を用意する。</li> </ul>

※ 使用可能なトイレには、「トイレの使用ルール」を貼るなど使用者に周知しましょう。